

令和2年9月30日 招集

9月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年9月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年9月30日(水)午後2時から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (17人)

1番 武田要一郎	2番 小林喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	6番 廣川 浩	7番 清水 和子
9番 棚邊 友衛	10番 堀川 多計司	11番 大島 伸吾
12番 阿部 マサ子	13番 笠原 和仁	14番 増井 勝
15番 小野塚 彦榮	16番 田邊 重夫	17番 槇田 士農夫
18番 吉田 浩	19番 田中 一男	

4 欠席農業委員

5番 長谷川 浩成 8番 土田 正志

5 出席農地利用最適化推進委員 (10人)

3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆	6番 青柳 一
7番 大滝 幸子	9番 尾張部 満	14番 本間 真由美
17番 小林 克巳	21番 小林 守	18番 高橋 忠雄
26番 高張 強		

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事(農地部会所掌)

- 議案第32号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
- 議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
- (追加) 議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
- 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 農地の転用事実に関する照会書について
- 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について
- 報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

- 議案第34号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉会

8 会議の概要

開会時間：午後2時

事務局長	定刻になりましたので、これより9月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日 5番 長谷川委員、8番、土田委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、合わせて10名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第5条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いいたします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。

	<p>はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、16番、田邊重夫委員、17番、榎田士農夫委員を指名いたします。 引き続き日程第2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<p><間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ></p>
議長(農地部会長)	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第32号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(農地係長)	<p>農地系の宮川でございます。 私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第32号、33号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 議案書1ページをご覧ください。 議案第32号「農地法第4条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1号案件は、巻地区において、平成15年4月頃より事業用の駐車場として無断使用をしてきた亡き夫に代わり妻である転用事業者が、この度、違反転用を解消するため、農地法に基づき転用申請を行い、申請地を駐車場として造成し、JA越後中央こしわ支店のパート従業員駐車場として貸し付けもの でございます。 以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 調査委員会に付託されている案件でございます。 続いて、議案書2ページをご覧ください。 議案第33号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1号案件は、西川地区において、農地所有適格法人として農家レストラン及び農産物直売所の経営をしている転用事業者が、新型コロナウイルス対策を行う中で来客者を迎えるにあたり、三密回避の観点からより広い緑地帯が必要となったことから、レストラン敷地の隣接にある申請地を賃借権の設定により借り受け、緑地帯の拡張を行うものでございます。 2号案件は、巻地区において、現在、仕事の関係により鹿児島県で居住している転用事業者が、この度、新潟市内に転勤となったことを機に将来のことを考え、妻の実家近くにある申請地を父より使用貸借により借り受け、住宅を建築し、移り住む計画でございます。</p>

	<p>3号案件は、巻地区において、長年射撃場を経営する転用事業者が、既存射撃場敷地の隣地にある申請地を売買により買い受け、兼ねてから懸案であった来場者用駐車場の増設を行うものでございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第35号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。本日お配りいたしました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1号、2号、3号及び4号案件は、西川地区及び巻地区において、申請地周辺に耕作地を持つ譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2ページにあります5号案件は巻地区において、離農を考えた譲渡人が、耕作地が申請地の隣接にある譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
17番（棚邊友衛委員）	<p>それでは、去る25日区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は6名で、調査委員長は、わたくし棚邊友衛が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請3件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページ及び2ページの農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に担当地区委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>最初に、議案第32号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について採決します。</p> <p>申請を許可することに異議はありませんか。</p>

	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第33号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。 申請を許可することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決に移りますが、委員に関する案件がありますので先議いたします。 追加議案書1ページ、3号については関係委員3番委員(間宮一委員)の退席をお願いします。
	<関係委員 3番 間宮一委員 退席>
議長 (農地部 会長)	それでは、追加議案書1ページ、3号について採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 3番 間宮一委員 入場>
議長 (農地部 会長)	それでは審議を続けます。 以上で関係する委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長 (農地部 会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答いたします。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、 以上5件を一括して、事務局の説明をお願いします。
事務局 (農地 係長)	私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書3ページ及び4ページをご覧ください。 「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。 まず、岩室地区でございます。

	<p>1号から6号は、いずれも賃借人及び賃貸人双方の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、西川地区でございます。</p> <p>7号から7ページ19号は、いずれも賃貸人が農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>20号は、賃借人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、巻地区でございます。</p> <p>21号は、賃借人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>22号及び23号は、賃貸人が農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>24号及び25号は、賃貸人が農地転用を行うため合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、6件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。</p> <p>「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、11ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、西川地区において、「作業場建築敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>2号は、巻地区において、「住宅地拡張敷地」として届け出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>続きまして、12ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、岩室地区において、「駐車場及び資材置場造成敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>2号は、西川地区において、個人住宅新築敷地として、3号は、共同住宅建築敷地としてそれぞれ届け出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。皆様よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告にご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長（農地部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。 以上で農地部会所掌の議事は終了しました。 議長を吉田農政振興部会長と交代します。
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>

議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。議案第34号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、お手元の議案書の議案第34号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案第34号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。</p> <p>まず、はじめに（2-1：一般案件）を、お願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、潟東地区、2件、田、11,706㎡です。</p> <p>契約期間6年は、岩室地区、2件、田、1,606㎡です。</p> <p>契約期間10年は、中之口地区 2件、田、1,860㎡、畑、330㎡、計、2,190㎡、巻地区 5件、畑、16,718㎡、合計 7件で、田畑の計18,908㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は11件、田畑の計 32,220㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から3ページ11号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。</p> <p>上段が交換、下段が売買でございますが、今月は、交換はございませんでした。</p> <p>売買は、西川地区、1件、田、13,019㎡、畑、280㎡、計、13,299㎡、巻地区、2件、田、4,496㎡、合計3件で、田畑の計 17,795㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、4ページ1号から3号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（2-2：農地中間管理事業関連）をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の「新規分」でございます。</p> <p>契約期間10年（の区分）のみで、西川地区 1件、田、13,019㎡、畑、280㎡、計、13,299㎡、巻地区 8件、田、41,273㎡、合計 9件で、田畑の計54,572㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から、2ページ9号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、（2-1：一般案件）及び（2-2：農地中間管理事業関連）いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。</p> <p>ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>

議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関係する案件がありますので先議いたします。</p> <p>2-1、一般案件、1ページ、1号及び2号については関係委員4番委員（草野伸一委員）の退席をお願いします。</p>
	<p><関係委員 4番 草野伸一委員 退席></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは、2-1、一般案件、1ページ、1号及び2号について採決いたします。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>関係委員の入場を許します。</p>
	<p><関係委員 4番 草野伸一委員 入場></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは審議を続けます。</p> <p>以上で関係する委員に関する案件は終わりました。</p> <p>続きまして、委員に関する案件以外について採決します。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。</p> <p>なお、決定された計画は、令和2年10月14日に公告の予定です。</p> <p>引き続き、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。</p> <p>契約期間10年(の区分)のみで、西川地区 1件、田、13,019㎡、畑、280㎡、計、13,299㎡、巻地区 8件、田、41,273㎡、合計9件で、田畑の計54,572㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から、2ページ9号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>先ほどの議案第34号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっております。</p> <p>なお、3ページ1号及び2号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告に質問はありませんか。
	（質問なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。 引き続き、その他の案件に入ります。 9月で私が出席した会議などはありませんでした。 続いて事務局より説明をお願いします。
事務局（次長）	委員の皆さん、お疲れ様です。 次長の佐々木でございます。 私より、9月の会務報告及び10月の業務予定について報告いたします。 資料をご覧ください。 9月の会務報告は、ご覧のとおりです。 今月は委員会、事務局関係共に行事の少ない状況でした。 次に、裏面が現時点での10月の業務予定となっております。 10月14日に、市町村農業委員会会長研修会の開催が予定されており、会長が出席する予定です。 10月27日には調査委員会の開催を予定しております。今月は第1調査委員会が担当となります。よろしくをお願いします。 10月30日に開催を予定しております10月の定例総会についてですが、会場の都合によりまして、このたびは西川地域旗屋の西川出張所庁舎3階にあります、新潟市立総合教育センターの大研修室が会場となります。 ここは教育委員会の施設ですが、今回はこちらを借りての開催となります。また、開催時間は午前10時からとなります。 会場、開催時間がいつもと異なりますので、ご注意ください。 11月10日～11日にかけて実施を予定しております県外視察研修についてですが、今現在での参加予定者は33人となっております。 新型コロナウイルスの感染拡大について、全国においては、日々感染者、というか陽性者が発生している傾向にあります。10月より東京も含めたGO TO トラベルの拡大利用が始まることになっている状況です。本県及び視察先となる山形県においては比較的落ち着いている傾向にあります。 予定しております県外視察研修について、現時点では実施の方向で準備を進めておりますが、今後の感染拡大の状況によりましては、やむを得ず中止とさせていただくことをご承知していただきたいと思いますと考えております。 私からは以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 何か質問等がありますか。

	(なし)
議長 (会長)	特にないようですので、以上をもちまして9月定例総会を終了いたします。

閉会時間：午後2時35分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 田 邊 重 夫

署名委員 榎 田 士 農 夫

